

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和4年2月22日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書について、該当する公文書は作成しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、令和4年3月8日付けで公文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年4月1日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年7月7日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

公共工事積算における沖縄県独自に作成している個別単価・独自に作成している個別歩掛の開示請求を行ったが、沖縄県独自に作成している個別単価にかかる、個別歩掛を作成していないとの回答であった。

沖縄県に独自に作成している個別単価がある以上、独自に作成している個別歩掛は存在するはずであるため、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

実施機関の決定を受けて、実施機関に問い合わせたところ、沖縄県独自に作成している個別単価を使用する場合、沖縄県として独自の個別歩掛を作成しておらず開示できる文書が存在しないとのこと、物件ごとの積算担当者によって沖縄県独自に作成している個別単価（支線アンカー等）で使用する歩掛は変わるとの回答であった。

同じ材料を使用した場合で物件ごとや担当者ごとに単価が変わることは公共工事

積算基準に準拠していない可能性がある。

#### 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

##### 1 弁明の趣旨

本件請求に係る公文書が存在しないことから、不開示決定は妥当である。

##### 2 弁明の内容

沖縄県土木建築部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事等において、本件請求にかかる「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」の基準を定めた公文書は作成していないため、存在しない。

#### 第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」の基準を定めた公文書ではなく、「沖縄県の独自単価の代価表」も存在しないのか。

存在しない場合、積算担当者によって沖縄県の独自単価が変わることになり、公共工事入札契約適正化法に違反しているのではないかと。例えば支線アンカーや支線棒はどのように積算しているのか。

実施機関に問い合わせた際、積算担当者によって沖縄県の独自単価の金額が変わると回答があったが、それでは公平な入札にならないのではないかと。

#### 第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

##### 1 用語の定義について

審査会において判断を行うにあたって、各用語の定義について実施機関に確認したところ、実施機関としては次のとおり把握しているとのことであった。

###### (1) 独自単価

刊行物に掲載されていない材料について、調査会社に委託した上で実施機関が独自に作成する単価。年に4回単価の入れ替えがあり、工事の発注時期や場所によって異なるが、歩掛の含まれていない材料のみの単価であるため、積算担当者によって変わるものではない。

###### (2) 歩掛

材料数量や労務人工等の各要素と、施工単位当たりが必要とされる所要量から構成される。通常、公共建築工事標準単価積算基準等に掲載されている歩掛を用いる。

###### (3) 複合単価

RIBC2（リビック。営繕積算システム）に登録されている国の積算基準に則った歩掛に材料単価・労務単価・機械器具費等の単価を掛けて作成した内容のもの。

###### (4) 代価表

独自単価等を使用して作成される複合単価を算出するための表。各工事の積算担当者において作成する。

## 2 本件請求文書の存否について

- (1) 審査会において、本件請求文書である「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」について実施機関に確認したところ、独自単価が含まれる複合単価を算出する場合、通常用いている公共建築工事標準単価積算基準等に歩掛が掲載されていないため、積算担当者が工事ごとに同種工事の公共建築工事標準単価積算基準等の歩掛を参考にした上で複合単価を算出することから、統一的な基準としての「沖縄県の独自単価にかかる複合単価」は作成しておらず、その歩掛も存在しないとのことであった。
- (2) また、「沖縄県の独自単価の代価表」について実施機関に確認したところ、前記1(4)のとおり、代価表は積算担当者において工事ごとに作成されるものであり、独自単価も前記1(1)のとおり工事の発注時期や場所により異なることから、工事を指定しないと特定できないものであるとのことであった。さらに、独自単価は、歩掛を含まない材料単価のことを指すため、積算担当者によって変わるものではないとのことであった。

「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」について、工事ごとに作成される代価表により複合単価が算定されることから、統一的な基準としての「沖縄県の独自単価にかかる複合単価」及びその歩掛は存在しないとし、「沖縄県の独自単価の代価表」について、工事ごとに作成されるものであることから工事を特定しなければ特定し得ないところ、開示請求書や反論書における文言を鑑みると、審査請求人は特定の代価表ではなく統一的な基準としての代価表について開示を求めていると読み取れるため、統一的な基準としての代価表は作成しておらず不存在であるとする説明に不合理な点はなく、実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年7月7日	諮問書受理
令和5年7月26日	審議（第346回）
令和5年8月22日	審議（第347回）
令和5年9月26日	審議（第348回）
令和5年10月27日	審議（第349回）
令和6年5月29日	審議（第356回）
令和6年6月26日	審議（第357回）
令和6年7月29日	審議（第358回）
令和6年8月26日	審議（第359回）